

「第3期京都市ホームレス自立支援等実施計画」(素案)に係る  
市民意見の募集結果について

1 意見数

意見者数：14人，意見総数：33件

2 意見をいただいた方の属性

(1) 居住地等

京都市内	京都市に 通勤・通学	未回答
8名	3名	3名

(2) 年齢

20歳代	40歳代	50歳代	60歳代	未回答
2名	5名	2名	2名	3名

(3) 性別

男性	女性	未回答
7名	3名	4名

(4) 意見の内訳

該当項目	意見数
「2 京都市のホームレスの状況」に関する事	6件
「3 第2期計画の取組と評価」に関する事	6件
「4 第2期計画から見えてきた課題」に関する事	2件
「5 第3期計画の体系(案)」に関する事	2件
「6 第3期計画における取組項目(案)」に関する事	1件
その他	16件

3 御意見に対する本市の考え方

(1) 「2 京都市のホームレスの状況」に関する事(6件)

	意見の概要	本市の考え方
1	京都市のホームレスは他都市と比較して違いがあるのか。また、ホームレス状態に至った原因や地元出身者が多いのか等、京都ならではの特徴があるのか。	本市のホームレスの状況としましては、全国的な傾向と同様、路上生活期間の長期化や路上生活の継続を希望する方の割合が増加しています。 また、京都ならではの特徴として、京都駅がある下京区にホームレスの方が多いた点があります。

2	「ホームレスの実態調査」について、1年に1回目視で実施し、また、5年に1回だけ面談して、何がわかるのか疑問だ。もっと回数を増やすことはできないのか。	「ホームレスの実態に関する全国調査」は、国が調査内容や回数等を定めて各自治体に依頼し実施しているものであり、実施回数の増加は困難ですが、御指摘のとおり、ホームレスの方の現状を的確に把握することは重要と認識しています。 本市では、現在でも、路上への直接訪問による相談活動を通じたホームレスの方の実態把握や、民間支援団体やホームレス当事者の方との定期的な意見交換を行っていますが、第3期計画においては、これに加えて、行政・民間支援団体・外部識者等の関係機関が集まる協議を開催し、ホームレス支援施策への反映につなげていく予定です。
3	数を把握するだけでなく、その人がそこに生きることになった背景をしっかりと話して考えることも大切にしてほしい。	引き続き、路上への直接訪問等による相談支援を実施し、丁寧に聞き取り等を行うことで、路上生活の解消に向けた支援に取り組みます。
4	これまでの計画・実行の成果をしっかりと市民に見せてほしい。	これまでの取組による成果を本計画冊子内に記載するなど、広く市民の方へ周知できるよう努めます。
5	「ホームレス」という表現は、偏見・差別を呼んでいる。アルファベットを使ったり、生きづらさを抱えた方々という表現を使えないのか。 路上生活されている方のみならず、今は各地を転々とされている若者まで含むようになってきているので「野宿を余儀なくされた人々」等に表現を変更すべき。	本計画は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき策定するものであり、ホームレスの定義も同法に基づいています。 一方、御指摘のとおり、路上と屋根のある場所を行き来している方など、同法のホームレスの定義に当てはまらない方がいることも認識しており、こうした方々に対する支援についても、第3期計画期間中に検討していく予定です。
6	「自立意欲の低下が見られる」という表現が散見される。様々な理由が各人にあり、「自立意欲の低い」とは言えない。ホームレスの方も、自分で考え行動している人々である。自立とは、どんな状況でもどんな人でも持っている。	<u>御指摘の点について、ホームレスの方への誤った認識につながらないように、計画全体の表現を「就労や福祉施策の活用等による自立を希望しない」などに修正します。</u>

## (2) 「第2期計画の取組と評価」に関すること（6件）

	意見の概要	本市の考え方
1	自力でアパート等を探しているホームレスの方が安定した居住場所を確保できるよう、市営住宅の活用を検討してほしい。	ホームレスの方の居宅選定に当たっては、本人の希望、利便性や環境面等の様々な観点を考慮しつつ速やかに確保することが重要であり、引き続き、民間住宅の物件情報や市営住宅の募集情報の提供等、安定した居住場所を確保できるよう取り組みます。
2	支援施設に入所された方のみならず、現在も路上等で生活されている方に対しても仕事の提供等の支援をしてほしい。	本市のホームレス支援は、ホームレスの方が自らの意思で安定した居宅生活等を営めることを目標としており、そのために必要な支援の1つとして、生活保護の適用等を通じた就労支援を進めていきます。
3	京都市中央保護所について指定管理者による運営を開始して以降も、十分な支援が行われていないと考えている。指定管理者に対して、市から問題提起等を行い、改善してほしい。	京都市中央保護所については、これまでからも、本市と指定管理者との間で施設の運営等について適宜意見交換を行っています。今後、居宅生活の安定に向けて必要な支援体制や訓練内容等について検証し、見直しを検討します。

4	居宅生活支援はとても重要である。その中でも、地域への定着は、対象の方が高齢になるにつれて難しくなっている。	御指摘のように、路上生活から居宅生活に移行した後の支援は重要であると考えており、第3計画では、専任の支援員等による集中的な定着支援に取り組みます。
5	精神面のケアが必要な方は、路上生活期間が長期化している。こうした状況にある方に対する支援プログラムの構築等が必須である。	御指摘のような実態を踏まえ、第3期計画において、精神疾患等があるホームレスの方に対する精神科医の相談支援を新たに実施する予定です。
6	ホームレスの方が襲われ、生活場所を移動せざるを得ない事態が起こっている。市が発行する人権関係の冊子に、ホームレスの方の人権に関する文章を記載してほしい。	本市が策定した「京都市人権文化推進計画」の重要課題の1つに「ホームレスの人権尊重と自立支援」を掲げており、ホームレスの方に対する偏見や差別意識を解消し、人権意識の高揚を図るため、様々な機会を通じて、ホームレスの方の人権に関する啓発に取り組みます。

### (3) 「第2期計画から見えてきた課題」に関すること（2件）

	意見の概要	本市の考え方
1	第2期計画期間においても、京都市独自の様々な施策を実施したと思うが、どういった施策が自立につながったのか。当然、そういった施策は更に充実させるとともに、うまくいかなかった施策は改善する必要がある。	これまでの取組の中で、ホームレスの方の路上生活場所への訪問等による相談支援や、居宅生活への移行に必要な生活訓練等を実施する支援施設の整備といった施策が、ホームレスの方の自立に大きくつながったと考えており、これらの施策については、第3期計画においても引き続き実施します。
2	「自立意識が低い者」や「自立意思の薄い者」という表現は、世論に間違った理解・認識を植えつけるのでやめてほしい。	<u>御指摘の点について、ホームレスの方への誤った認識につながらないように、計画全体の表現を「就労や福祉施策の活用等による自立を希望しない」などに修正します。</u>

### (4) 「第3期計画の体系（案）」に関すること（2件）

	意見の概要	本市の考え方
1	取組方針2について、「速やかな居宅生活に向けた…」は、「速やか」に取り組むのは「居宅確保」だと思うので、「居宅生活全般」のことを指すのであれば、「安定した居宅生活に向けた…の方がしっくりくる。	<u>御指摘の点について、以下のとおり修正します。</u> <u>&lt;第3期計画 2 1 ページ&gt;</u> ○ 取組方針2を「居宅生活への移行に向けた自立支援施策の推進」に修正 ○ 取組方針2の「今後の方向性」に、「速やかに居宅生活へ導くとともに～」と記載
2	「ホームレスが抱える多様化・複雑化した課題」に対応するためには、行政や民間団体等との連携、柔軟な発想が必要である。	御指摘の点は、第3期計画を進める上で重要であると考えており、今後、行政・民間支援団体・外部識者等の関係機関が集まる協議の場を定期的に開催し、ホームレス支援に関する情報共有や施策への反映等を図っていく予定です。

(5) 「第3期計画における取組項目（案）」に関すること（1件）

	意見の概要	本市の考え方
1	ホームレスの方が生活している場所を訪問し、自立に向けた相談や支援の中で、特に自立支援施策につながるよう取り組むということがよいと思う。なぜなら、路上生活の継続によって自立意欲の低下している方が多いからである。なんとか自立できるように、自立意欲が高まるようにすることが大切だと思う。	引き続き、路上への直接訪問等による相談支援を実施し、路上生活等の解消に向けた総合的な支援を推進します。

(6) その他（16件）

	意見の概要	本市の考え方
1	ホームレスかわからないが、缶などを収集日に集めるのをやめさせてほしい。また、それを売りにいくことや個人からの買いとり禁止にさせたらいい。	本市では、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき、家庭から出された「缶・びん・ペットボトル」等を無断で持ち去る行為を禁止しており、定期的に市内を巡回し、禁止行為を発見した場合には指導を行う等、取組を進めています。 ホームレスの方が当該行為に及んでいた場合には、上記指導を行うとともに、自立支援施策の紹介や利用勧奨等を行い、路上生活の解消につながるよう取り組んでいます。
2	橋の下などホームレスをすめないようにしたらいいい。	路上や河川敷等の公共施設を許可無く占有することは関係法令で禁止されています。 また、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」において、ホームレスの方が公共施設を生活の場所とすることにより適正な利用が妨げられている場合は、当該施設管理者は、ホームレス自立支援を担当する施策と連携しつつ、必要な措置をとるものとされています。 そのため、本市では、施設管理者が指導等を行う際には、適宜福祉部局の職員が同行し、自立支援施策の紹介や利用勧奨等を行い、路上生活からの脱却につながるよう取り組んでいます。
3	ホームレスの人にも住民票やマイナンバーはあるのか。	マイナンバーは、住民票を有する全ての方が持っています。 ホームレスの方は、一般的には、住民票登録地に居住していない例がほとんどであり、多くの方が、マイナンバー通知が手元に届かないことが考えられます。 こうした方に対しては、居宅生活への移行に向けた支援を通じて住民票の設定につなげ、通知を受け取ることができるよう支援します。
4	ホームレス数を0人にしてほしい。また、新しいホームレスの方が生まれたい街づくりにしてほしい。	引き続き、ホームレスの方が自らの意思で安定した生活を営むことができるよう、自立に向けた総合的な施策の推進に取り組めます。

5	<p>抽象的に方針を定めるだけでなく、具体的に何ができるかを、予算をきちんと獲得して検討して欲しい。目に見えるホームレスの方は減っているが、見えない人や予備軍を含めると相当数いると思われる。</p>	<p>御指摘のとおり、路上以外の、ネットカフェや終夜営業店舗等で生活している方が一定数存在していると認識しています。</p> <p>第3期計画においては、こうした状況にある方への支援策についても検討していきます。</p>
6	<p>1人でも多く自立できるようお願いします。</p>	<p>引き続き、ホームレスの方が自らの意思で安定した生活を営むことができるよう、自立に向けた総合的な施策の推進に取り組みます。</p>
7	<p>家を持たれない方の、幼いころから現在に至るまでの個人史を知り、ホームレスの方への気持ちに変化した。見て見ぬふりになりがちな分野のように思うが、実情を多くの方が知る必要があるように思う。</p> <p>今後体調を崩してホームレスになる方が増えるかもしれないと気になっている。</p> <p>京都市の現状をもっと知ることができれば、私自身の考え等も変わると思うので、可能な範囲で詳しい情報をもっと発信してほしい。</p>	<p>第3期計画の策定をはじめ、本市におけるホームレスの方の現状等について、より多くの方に周知できるよう努めます。</p>
8	<p>第3期計画で掲げる「一時的な宿泊場所の提供及び自立に向けたアセスメントの実施」については、少なくとも生活保護の申請がなされた場合においては、居宅保護が原則であることを確認するとともに、それぞれの生活歴や抱えている課題を踏まえた柔軟な対応を行うことを明確にしてほしい。</p>	<p>生活保護を申請されたホームレスの方のうち、居宅生活が可能と判断された方につきましては、敷金等を支給するなど、居宅生活に必要な保護を引き続き適用していきます。</p> <p>また、一時的な宿泊場所に入所された方に対しましては、専任の相談員によるアセスメントを行う等、入所者個々の状況に応じた支援を引き続き進めていきます。</p>
9	<p>第2期計画は生活困窮者自立支援法の動向を踏まえて延期された経過がある。同法の施行に第3期計画が策定されるのであれば、同法の趣旨や理念を踏まえ、自己決定、自己選択が基本であることを明確にしてほしい。</p>	<p>本市では、支援対象者のニーズ等を把握し、個々の状況に応じたアセスメント等を実施しており、引き続き、自己決定・自己選択を基本に支援を進めていきます。</p>
10	<p>取組方針3の「ホームレスに関する地域の理解が進むよう、人権に関する啓発等を引き続き実施します」という表現からは、ホームレスの方が地域社会の構成員ではないような印象を受ける。ホームレスの方は、社会のひずみの中でやむなくホームレス状態になっているのであって、普通の地域の人々と違うわけではない。ホームレスの方や生活困窮の状態にある方に対して、京都市が具体的に何をするのか、もっと踏み込んだ施策を掲げるべきだ。</p>	<p>御指摘の点について、以下のとおり修正します。</p> <p><u>＜第3期計画 2 4 ページ＞</u></p> <p>○ <u>取組方針3を「地域社会における居宅生活の安定と良好な生活環境の確保」に修正</u></p> <p>○ <u>取組方針3の＜具体的な取組項目＞に「(3) ホームレスの人権の擁護」を掲げ、広くホームレスの人権啓発等に取り組みます。</u></p>
11	<p>お金のための労働では社会は循環しない。お金の介在により貧富の差ができる。お金がなければ生きていけない社会ではホームレス問題は解決できない。お金という枠から脱却していく政策が必要である。</p>	<p>いただいた御意見は、今後、取組を推進する上で参考とさせていただきます。</p>

12	「いのちが守られること」が前提であり、それがなければいかなる対策も成り立たない。最低限、計画目標に「いのちを守ること」等の表現を入れること。	御指摘の点について、以下のとおり修正します。 <u>&lt;第3期計画16ページ&gt;</u> <u>「1 第3期計画の方向性」冒頭に、「ホームレスのいのちを守ることを大前提として」の文言を追加</u>
13	支援事業を民間事業者等に委託する場合は、ワーキングプアを発生させないよう委託費を見直すこと。	依然として厳しい財政状況が続いていますが、ホームレスの方の自立支援に向けて必要な予算を確保できるよう努めます。
14	支援事業の委託化が進むにつれて、福祉事務所が本来の責務を果たさなくなっているのではないかと。基本的人権を保障する責任は京都市にあることを明記すること。	基本的人権の尊重は、全ての国民に対して憲法で保障されているものであり、第3期計画を実施する上でも前提にあると認識しています。 ホームレスの方の人権の擁護に関しては、国の基本方針においても取組事項として掲げられており、第3期計画においても広くホームレスの方の人権啓発等に取り組むこととしています。
15	ホームレスの居宅生活の安定に向けた支援を進めるためには、①知的障害や依存症を持つ人に対する継続的な金銭管理、健康管理（服薬指導を含む）②炊事、掃除等の日常生活能力の習得③地域住民との交流を通じて地域社会とのつながりを造ること等が必要と考えられる。	第3期計画において、一般的な生活能力（炊事、掃除、健康管理、金銭管理等）の習得に資する訓練や、精神疾患等がある方への日常的なケアに取り組む通所型事業を実施していきます。
16	きめ細やかな支援を実現するためには、窓口となる福祉事務所の対応が重要となる。	本市では、これまでから福祉事務所が支援の窓口となり、必要に応じて生活保護等の施策につなげており、今後とも、相談に訪れたホームレスの方が抱える課題やニーズを的確に把握し、より適切な相談対応ができるよう努めます。